

○ 中小企業基盤整備機構物品製造等競争参加資格審査事務処理要領

平成 16 年 12 月 20 日
制定 要領 16 第 88 号
改正 要領 17 第 28 号
改正 要領 21 第 36 号
改正 要領 22 第 47 号
改正 要領 24 第 56 号
改正 要領 25 第 57 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条～第 2 条）
第 2 章	一般競争契約
第 1 節	通則（第 3 条～第 10 条）
第 2 節	物品の製造・販売等について（第 11 条～第 13 条）
第 3 章	指名競争契約（第 14 条～第 15 条）
第 4 章	随意契約（第 16 条）
第 5 章	雑則（第 17 条）
	附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 中小企業基盤整備機構の行う物品の製造・販売、役務の提供等及び物品の買受けの契約（工事並びに測量、建設コンサルタント業務（土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務をいう。）、地質調査業務及び補償コンサルタント業務の請負契約を除く。以下「契約」という。）についての競争に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等については、中小企業基盤整備機構会計規程（平成 16 年 7 月 1 日規定 16 第 3 号。以下「規程」という。）及び中小企業基盤整備機構契約事務取扱要領（平成 16 年 9 月 3 日要領 16 第 29 号。以下「契約要領」という。）並びに他の法令で定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（事務の総括）

第 2 条 財務部長は、契約に係る競争参加者資格審査に関する事務を総括するものとする。

第 2 章 一般競争契約

第 1 節 通則

（資格審査の申請）

第 3 条 契約についての一般競争に参加する資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）についての資格審査は、申請者に対し、

別記様式第1-1号から様式第1-4号により、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を、原則として3年に1回の定期審査を行う年（以下「審査年」という。）の中小企業基盤整備機構の指定する日までに直接又は郵送により提出させることにより行う。ただし、この時期以外においても、申請書を受付け審査するものとする。

（申請書の添付書類）

第4条 申請書の提出を受けた契約担当役（分任契約担当役を含む。以下同じ。）は、基準日（原則として定期審査を行う年の1月1日という。ただし、前条ただし書により申請書を受付け審査する場合には申請日とする。）の直前における次に掲げる書類を別記様式第1-1号から様式第1-4号に添付させなければならない。

なお、基準日または申請日時点で有効な全省庁統一資格を有する者についてはその提出した全省庁統一資格審査申請書の写し及び資格審査結果通知書（写し）の提出により次に掲げる書類の添付を省略させることができる。

- 一 営業経歴書
- 二 登記簿謄本（法人の場合）
- 三 財務諸表類（直前の1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書、個人にあっては、これらに類する書類）
- 四 納税証明書（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について税務官署が発行する証明書）
 - 2 第1項第二号及び第四号に掲げる証明書については、複写機による写しをもって代えることができる。
 - 3 申請者が、営業年数が短い等の理由により、第1項第三号に掲げる書類を添付することが困難である場合には、作成可能な期間に係る書類を添付するものとする。
 - 4 第1項の契約担当役（以下「審査契約担当役」という。）は、第1項に掲げる書類（以下「添付書類」という。）のうち添付させることが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認できる他の書類をもって代えることができる。
 - 5 第1項又は前項の規定により提出させる書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付させるものとする。また、記載された金額が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率を定める件に基づき邦貨に換算させるものとする。

（資格の決定等）

第5条 審査契約担当役は、申請者について、資格の有無を審査し、資格を有すると認めた者（以下「有資格者」という。）については第13条に定めるところによりその資格の等級を決定するものとする。

なお、審査契約担当役は、契約要領第2条の規定に該当する者及び契約要領第3条の規定により一般競争に参加できないこととされている者について資格を有すると認めることができない。

- 2 審査契約担当役は、前項の規定により資格の有無及びその等級を決定したときは、別記様式第2号又は別記様式第3号により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 定期審査により資格を有する者となった者の資格の有効期間は、審査年の4月1日から3事業年度とする。
- 4 定期審査以外の審査により資格を有する者となった者の資格の有効期間は、資格の決定のあった日から次の審査年の3月31日までとする。

(名簿の作成等)

第6条 審査契約担当役は、有資格者についてその資格の等級を決定したときは、申請書の写しを財務部長に送付し、財務部長は別記様式第4号により、一般競争参加資格者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。なお、名簿の作成・保存については、電子媒体によることができる。

(変更届兼申請書)

第7条 契約担当役は、有資格者の申請書及び添付書類の内容に変更があった場合には、別記様式第5号により届け出させるものとする。ただし、当該変更が競争参加希望業種区分の追加である場合は、別記様式第5号による申請を提出させるものとする。

- 2 第5条（第3項を除く。）の規定は、前項の申請を受けた場合に準用する。この場合において、同条第1項中「審査契約担当役」とあるのは「契約担当役」と、同条第2項中「別記様式第2号又は別記様式第3号」とあるのは「別記様式第6号」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の届出又は申請には、変更事項に応じて添付書類を添付させるものとする。
- 4 契約担当役は、第1項の規定に基づく届出を受けたとき及び第2項の規定に基づき資格の等級を決定したときは、第1項の規定に基づく届出又は申請の写しを財務部長に送付し、財務部長は作成した名簿を変更するものとする。この場合において、第6条なお書を準用する。

(資格の取消し)

第8条 契約担当役は、有資格者が契約要領第2条の規定に該当することとなったとき、契約要領第3条の規定により一般競争に参加できないこととされたとき又は不正の手段により競争参加資格を受けたと認められるときは、遅滞なく当該資格の認定を取り消し、別記

様式第7号により当該者に通知するものとする。

2 契約担当役は、前項の規定により資格を取り消したときは、その内容を財務部長に通知するものとする。

3 財務部長は、前項の規定により通知を受けたときは、当該者名簿から抹消するものとする。

(公示)

第9条 契約担当役は、この要領に定める一般競争に係る資格審査に関する事項を掲示その他の方法により公示しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 一般競争の資格の審査をする者は、当該審査についての秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

第2節 物品の製造・販売等について

(物品の製造・販売等の契約についての資格の等級)

第11条 物品の製造・販売等（以下「製造等」という。）の契約について資格を有する者の等級は、物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けの別にA、B及びCの3等級に区分するものとし、有資格者が製造等の一般競争に参加することができる場合は、次表の資格の等級の欄に掲げる等級のそれぞれに対応する予定価格の欄に掲げる金額の製造等に限られるものとする。

製造等の契約の別	資格の等級	予定価格
物品の製造	A	2,000万円以上
	B	400万円以上2,000万円未満
	C	400万円未満
物品の販売	A	1,500万円以上
	B	300万円以上1,500万円未満
	C	300万円未満
役務の提供等	A	1,500万円以上
	B	300万円以上1,500万円未満
	C	300万円未満
物品の買受け	A	1,000万円以上
	B	200万円以上1,000万円未満
	C	200万円未満

2 契約担当役は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、1級上位又は1級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の一般競争に参加させることができる。ただし、競争に参加しようとする者の数が少ない種別については、資格の等級の区分を行わないことができる。

(技術力ある中小企業者等の入札参加)

第11条の2 契約担当役は、前条の規定にかかわらず、物品の製造、物品の販売(自らが製造した物品の販売に限る。)及び役務の提供等の入札について、次のいずれかに該当する技術力を有すると認められた者の入札も認めることができる。

- 一 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者であること。
- 二 第13条の規定により定めた資格の等級に付与された数値合計に次の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者であること。

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件等に関連する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
技能認定者数 (特級、一級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
3～4人	2	
1～2人	1	

注一 特許には、海外で取得した特許を含む。

二 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

三 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第9項の規定による特定補助金等(廃止前の新事業創出促進法(平成10年法律第152号)第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。)の交付を受けた中小企業者等であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

四 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第30条の2第5第1項に基づき株式会社産業革新機構の支援決定を受けた対象事業者又は当該対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物品の製造、物品の販売及び役務の提供等に関する技術的能力を証明できる者であること。

(製造等の契約についての資格の等級決定のための審査事項)

第12条 製造等の有資格者の資格の等級の審査は、次に掲げる事項について行う。

- 一 生産高又は販売高等

基準日の直前2年の各事業年度における生産高又は販売高等（組合にあっては、当該組合の生産高又は販売高等と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（以下「関係組合員」という。）の生産高又は販売高等（組合に委託し又は組合から委託を受けた製造及び他の関係組合員に委託した製造に係る生産高並びに組合と関係組合員相互間における販売に係る販売高及び関係組合員の他の関係組合員に対する販売高を除く。）の合計額）について算出した年間平均生産高又は年間平均販売高等

二 経営規模

ア 直前決算時における自己資本額（組合にあっては、組合の自己資本額と関係組合員の自己資本額との合計額とする。）

イ 製造業者にあっては、直前決算時における機械装置、船舶、車両その他の運搬具、工具、器具及び備品（以下「機械設備等」という。）の合計額（組合にあっては、機械設備等の合計額と関係組合員の機械設備等の合計額との合計額）とする。

三 経営比率

直前決算時における流動比率（組合にあっては、当該組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を当該組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比）

四 営業経歴

基準日までの製造業者、販売業者及びその他業者の営業年数（組合にあっては、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数との平均値）

（物品の製造・販売等契約についての資格の等級決定の方法）

第13条 有資格者の資格の等級の決定は、前条の審査事項を要素とする次表注に定める計算方式により算出された数値により次表に定めるところにより行う。

製造等の契約の別	数 値	資格の等級
物 品 の 製 造	80以上	A
	55以上80未満	B
	55未満	C
物 品 の 販 売	80以上	A
	55以上80未満	B
	55未満	C
役 務 の 提 供 等	80以上	A
	55以上80未満	B
	55未満	C
物 品 の 買 受 け	70以上	A

	50以上70未満	B
	50未満	C

注 計算方式 $a + b + c$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- a 物品の製造にあつては別表1の年間平均生産高、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあつては別表4の年間平均販売高等に対応する数値
- b 物品の製造にあつては別表2の自己資本額及び機械器具等の価格のそれぞれに対応する数値の合計値、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあつては別表5の自己資本額に対応する数値
- c 物品の製造にあつては別表3、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けにあつては別表6の流動比率及び営業年数のそれぞれに対応する数値の合計値

第3章 指名競争契約

(指名競争に参加する者の資格審査等)

第14条 第3条から第13条までの規定は、契約の指名競争（以下「指名競争」という。）に参加する者についての資格審査（資格審査の申請、資格の決定、名簿の作成、資格の取消し、等級、審査事項、資格の等級決定の方法等）について準用する。

(指名基準)

第15条 契約担当役が、指名競争に参加する資格を有する者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合には、指名競争に参加する資格を有する者の資格の等級の決定の数値、経歴、成績及び信用度を勘案するほか、次の各号に定める事項を考慮するものとする。

- 一 製造業者、販売業者又はその他業者の営業所が物件の納入場所の位置する都道府県の区域内又はその都道府県に近接する都道府県の区域内にあつて、地理的条件が契約上有利と認められる者であること。
- 二 製造業者が、当該製造についての施行成績が良好であり、優秀な実務と経験を有する技術者又は現場代理人を有し、契約上有利と認められる者であること。
- 三 製造についての契約の性質上、特殊な技術、機械器具又は生産設備を有する者に行わせる必要がある場合において、当該技術、機械器具又は生産設備を有し、契約上有利と認められる者であること。

第4章 随意契約

(随意契約による場合の提出書類)

第16条 契約担当役は、規程第32条の規定により随意契約によること

ができる場合は、当該随意契約の相手方の契約の履行能力、信用度その他の随意契約に関して必要な事項を調査するため、添付書類のうち必要と認めるものを随時提出させるものとする。ただし、随意契約の相手方となる者が名簿又は指名競争参加資格者名簿に記載された者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(特例)

第17条 契約担当役は、この要領で定めるところにより難いと認める場合には、副理事長の承認を受けて特例を設けることができる。

附 則

第1条 この要領は、平成16年12月20日から施行する。

第2条 平成16事業年度においては中小企業総合事業団高度化・共済事業等契約競争参加者資格審査事務取扱要領及び地域振興整備公団物品購入契約等競争参加者選定要領に基づき資格審査の申請を行い、有資格者となったものについては有資格者とする。

第3条 この要領の施行前に独立行政法人中小企業基盤整備機構の事務処理に係る暫定措置に関する規程（平成16年7月1日規程16第11号）により中小企業総合事業団高度化・共済事業等契約競争参加者資格審査事務取扱要領及び地域振興整備公団物品購入契約等競争参加者選定要領による事務処理の例によりした行為は、この要領の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（要領17第28号）

1 この要領は、平成17年9月2日から施行する。

附 則（要領21第36号）

1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（要領17第28号）

1 この要領は、平成17年9月2日から施行する。

附 則（要領21第36号）

1 この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（要領22第47号）

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（要領24第56号）

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（要領25第57号）

1 この要領は、平成25年12月19日から施行する。